

第 52 回日本政策投資銀行債券
発 行 要 項

1. 債 券 の 名 称 第 52 回日本政策投資銀行債券
2. 債 券 の 総 額 金 300 億円
3. 社 振 法 の 適 用 本債券は、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとし、同法第 120 条で準用する同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。
4. 各 債 券 の 金 額 1,000 万円
5. 利 率 年 0.89 パーセント
6. 発 行 価 額 額面 100 円につき金 100 円
7. 償 還 金 額 額面 100 円につき金 100 円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、平成 22 年 8 月 13 日にその総額を償還する。
 - (2) 本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、平成 21 年 2 月 13 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 2 月 13 日及び 8 月 13 日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払う。
 - (2) 発行日の翌日から平成 21 年 2 月 13 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
10. 担 保
本債券の債権者は、日本政策投資銀行法の定めるところにより、日本政策投資銀行（以下「当行」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
11. 募集の受託会社
 - (1) 本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社三菱東京UFJ 銀行とする。
 - (2) 受託会社は、法令に反しない限り、本債券の債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
 - (3) 受託会社は、本要項各項のほか、法令及び当行と受託会社との間の平成 20 年 8 月 7 日付第 52 回日本政策投資銀行債券募集委託及び事務委託に関する契約証書に定める権限及び義務を有する。
12. 期限の利益喪失事由
本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当行が本要項第 8 項又は第 9 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について、期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りでない。
- (3) 当行が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当行の解散期日の 1 か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当行又は当行が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

13. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当行が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本要項第 14 項（2）に定める方法により公告する。

14. 公告の方法

- (1) 当行は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、受託会社が本債券の債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

15. 債券原簿の公示

当行は、その本店に本債券の債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

16. 本要項の変更

- (1) 当行は、本債券の債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当行はその内容を本要項第 14 項（2）に定める方法により公告する。ただし、当行と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

17. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 債権者集会は、当行又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。債権者集会の招集は、当行及び受託会社にこれを通知する。
- (4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当行が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。

- (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額を除く。)に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当行は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において、本項(1)に掲げる事項を可決するには、議決権者(議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本要項において同じ。)の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、当該債権者集会に出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。ただし、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③決議が著しく不公正であるとき
 - ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (8) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当行は、その代表者若しくは代理人を当該集会に出席させ、又は書面によって意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (9) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
- (10) 本項に定めるほか、債権者集会に関する手續は当行と受託会社とが協議して定め、本要項第14項(2)に定める方法により公告する。
- (11) 本項の手續に要する合理的な費用は当行の負担とする。

18. 追 加 発 行

当行は、随時、本債券の債権者の同意なしに、本債券と初回利払日ないし発行価額を除く全ての点において同じ要項を有し、本債券と併合されることとなる債券(以下「追加債券」という。)を追加発行することができる。追加債券の発行日以降、本債券に関する各規定は、当該追加債券にも及ぶものとする。

19. 申 込 期 日 平成 20 年 8 月 7 日

20. 募 入 方 法

応募超過の場合は、本要項第22項の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。

21. 払 込 期 日 平成 20 年 8 月 15 日

22. 引受並びに募集の取扱者

野村證券株式会社(代表)

新光証券株式会社(代表)

23. 振 替 機 関

株式会社証券保管振替機構